

R5. 2. 15

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会の  
あり方について(素案)



令和5年1月

振興協会のあり方検討プロジェクト

## はじめに

子ども・子育て支援新制度の施行や少子化の進行などに伴い、(一社)静岡県私立幼稚園振興協会（以下「振興協会」）を取り巻く状況は大きく変化してきており、こうした変化に的確に対応していくためには、大胆な発想と大きな勇気をもって、様々な改革に積極的に挑戦していくことが重要と考えます。

当プロジェクトでは、令和4年度の6月から4回の会議を開催するとともに、すべての事業を対象としたメンバー全員による事業評価作業等を行い、このたび、「振興協会のあり方について（素案）」を提案する運びとなりました。

この提案は、今後、各地区各加盟園の皆様をはじめ、三役・地区長会や理事会などにおいて協議していただくことにより、より良い振興協会に向けての小さな架け橋となれば幸甚の極みです。

令和5年1月

### 振興協会のあり方検討プロジェクト

委員長	吉田 智昭（万野）
委 員	小林 直樹（富士中央）
委 員	相田 芳久（焼津豊田）
委 員	座光寺 明（龍の子）
委 員	山口 崇（湖東）
オブザーバー	千葉 一道（理事長、八坂）
オブザーバー	江崎 雅治（企画委員長、静岡翔洋）

目	次
	八〇一
I 振興協会を取り巻く状況など	1
II 振興協会のあり方提案の内容	2
1 地区活動の基盤強化と地区の状況を協会運営に反映しやすい組織づくり	2
(1) 地区の統合	2
(2) 地区長の理事就任など	4
2 より学びやすい研修環境づくり	4
(1) 研修形態の多様化	4
(2) 地区の研修担当と連携した研修体制の検討	5
(3) 分野別（俯瞰図体系別）研修体系への再編	6
(4) 教職員研修の一元的な企画運営体制	6
3 振興協会の経営基盤の強化	7
(1) 事業・組織のスリム化	7
① 事業評価による見直し	7
② 常置委員会の再編	8
③ 理事の削減	10
(2) 公益社団法人への移行	12
4 実施スケジュールなど	12
5 その他の検討課題	12

## I 振興協会を取り巻く状況など

### 1 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う加盟園の経営形態の多様化など

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、令和4年4月現在、加盟園の約7割が新制度園に移行している。加盟園は、私学助成園をはじめ、新制度幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園と経営形態が多様化し、様々なニーズへの対応が求められている。

また、新制度園の増加は、園の運営費となる施設型給付費を交付する市町との関係性の強化や、同給付費の処遇改善等加算にかかる研修ニーズへの対応が求められている。

このため、地区活動の基盤強化と、地区的状況を協会運営に反映しやすい組織づくり、より学びやすい研修環境づくりが必要である。

<加盟園233園の経営形態(R4.4.1)>		
私学助成園	75	32%
新制度幼稚園	61	
幼稚園型認定こども園	16	68%
幼保連携型認定こども園	81	(新制度園)

### 2 教員免許状更新制の発展的解消

平成21年4月1日から導入された教員免許状更新制は、令和4年7月1日から発展的に解消され、今後は主体的、継続的に学ぶことが一層重要となっている。

このため、幼児教育等の質の向上を目指した研修の充実を図るとともに、多忙化する教職員にとって、より学びやすい研修環境づくりが必要である。

### 3 少子化の進行等に伴う園児数の減少など

加盟園の園児数は平成29年度から令和4年度までの5年間で約7千人減少しており、今後も減少傾向が見込まれ、協会運営の主な財源である会費収入の大幅な減少が想定される。

また、加盟園の協会預け金の計画的返還（5年毎に2億円返還）等に伴い、収入の約4割を占める運用益収入の減少が見込まれる。

こうしたことから、現状の事業規模を維持した場合、5年度後の令和9年度には赤字への転落も予想される。

このため、事業や組織のスリム化を進めるとともに、税制面の優遇措置もある公益社団法人への移行に取り組むなど、経営基盤の強化が必要である。

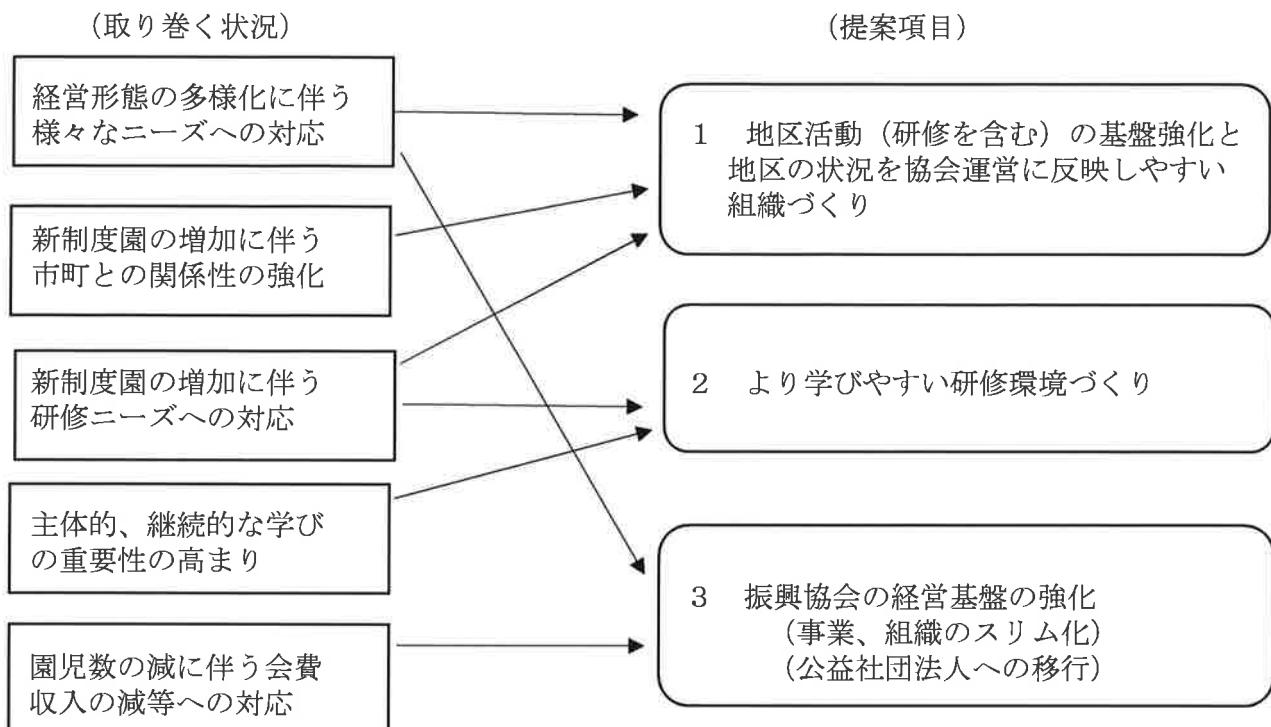
<加盟園の園児数の減少>		
H29	38,185人	
H30	36,835人(前年比△1,350人)	
R1	35,682人(前年比△1,153人)	
R2	34,457人(前年比△1,225人)	・ 5年間で7,058人減少
R3	33,110人(前年比△1,347人)	・ " で園児当たり会費 5,929千円減少
R4	31,127人(前年比△1,983人)	(園児1人当たり会費840円)

### <今後の実質収支見込み>

R3実績	15,888千円 (黒字)	
R6見込	3,550千円 (黒字)	(注)
R7見込	2,250千円 (黒字)	R3決算をもとに、
R8見込	1,050千円 (黒字)	今後の会費や運用益の減等を見込んだ
R9見込	△10,090千円 (赤字)	一つの試算
R10見込	△11,150千円 (赤字)	

## II 振興協会のあり方提案の内容

振興協会を取り巻く状況（上記のⅠ）に的確に対応するため、以下の項目について提案する。



### 1 地区活動の基盤強化と地区の状況を協会運営に反映しやすい組織づくり

#### (1) 地区の統合

加盟園の様々なニーズへの対応や、市町との関係性の強化、研修ニーズへの対応を図るために各地区が同様に各園のニーズを把握し、行政（市町）との意見交換や地区の研修等を展開できるよう活動基盤を強化することが必要である。

そのため、園数規模が大きく異なっている現在の地区（11）を、概ね30園規模となるよう6地区に統合する。

(R4.4.1現在)	(統合後)
1 駿豆 (15)	1 駿豆・沼津 (35)
2 沼津 (20)	2 富士・富士宮 (29)
3 富士 (18)	3 清水・静岡 (56)
4 富士宮 (11)	4 焼津・藤枝 (32)
5 清水 (18)	5 島田榛南・遠州 (30)
6 静岡 (38)	6 浜松 (51)
7 焼津 (11)	
8 藤枝 (21)	
9 島田・榛南 (15)	
10 遠州 (15)	
11 浜松 (51)	

<参考>園数規模別地区割り検討

地区	市町	園数(R4.4.1現在)				②50園規模 (園児数)
		私幼	施幼	幼認	連認	
駿豆	伊東市	2		2		
	御殿場市	2	1	1		
	裾野市	3	2	1		
	長泉町	1	1			
	三島市	6	2	1		3
	伊豆市	1				1
	計	15	6	5	0	4
沼津	沼津市	20	4	5	5	6
富士	富士市	18	2	6	2	8
富士宮	富士宮市	11	1	8	0	2
	東部計	64	13	24	7	20
清水	静岡市清水区	18	4	3	3	8
静岡	静岡市葵区	20	4	6	0	10
	静岡市駿河区	18	1	8	0	9
	計	38	5	14	0	19
焼津	焼津市	11	9	2	0	0
藤枝	藤枝市	21	9	2	1	9
島田・榛南	川根本町	1		1		
	島田市	9	2	2	2	3
	吉田町	2	2			
	牧之原市	3				3
	計	15	4	3	2	6
	中部計	103	31	24	6	42
遠州	菊川市	2			1	1
	掛川市	6			2	4
	袋井市	2	1			1
	磐田市	4		2		2
	湖西市	1				1
	計	15	1	2	3	9
浜松	浜松市中区	27	20	3	0	4
	浜松市東区	4	2	2		
	浜松市西区	6	2	3		1
	浜松市南区	7	3			4
	浜松市北区	5	2	2		1
	浜松市浜北区	1	1			
	浜松市天竜区	1		1		
	計	51	30	11	0	10
	西部計	66	31	13	3	19
	総合計	233	75	61	16	81

11地区

①30園規模  
(園児数)

35園  
(3,965)

②50園規模  
(園児数)

64園  
(7,855)

29園  
(3,890)

56園  
(6,801)

56園  
(6,801)

32園  
(3,866)

62園  
(8,080)

30園  
(4,214)

51園  
(8,391)

6地区

4地区

## (2) 地区長の理事就任など

地区活動の重要性が高まる中で、地区活動の充実を図るとともに、地区的状況を協会運営に適切に反映していくことが重要である。そのため、地区的代表である地区長について、協会運営を担う理事に就任することとする。

また、各地区的状況の共有化や、地区からの提案事項等を協議する場として、三役と地区長で構成する「三役・地区長会」を常設化する。

<三役・地区長会>	理事長 1 副理事長 4 地区長 6
-----------	--------------------------

## 2 より学びやすい研修環境づくり

教員免許状更新制の発展的解消に伴う主体的、継続的な学びの重要性の高まりや、施設型給付費の加算にかかる研修要件規定の適用等に伴い、教職員の研修ニーズが一層高まっている。

一方、認定こども園への移行などにより、教職員の多忙化が進んでいることから、誰もがより学びやすい研修環境づくりを進める。

### (1) 研修形態の多様化

これまで中央会場型を主体としてきたが、参加しやすさ等のメリットを有する分散会場型(東・中・西)や配信型研修の積極的な導入を図る。

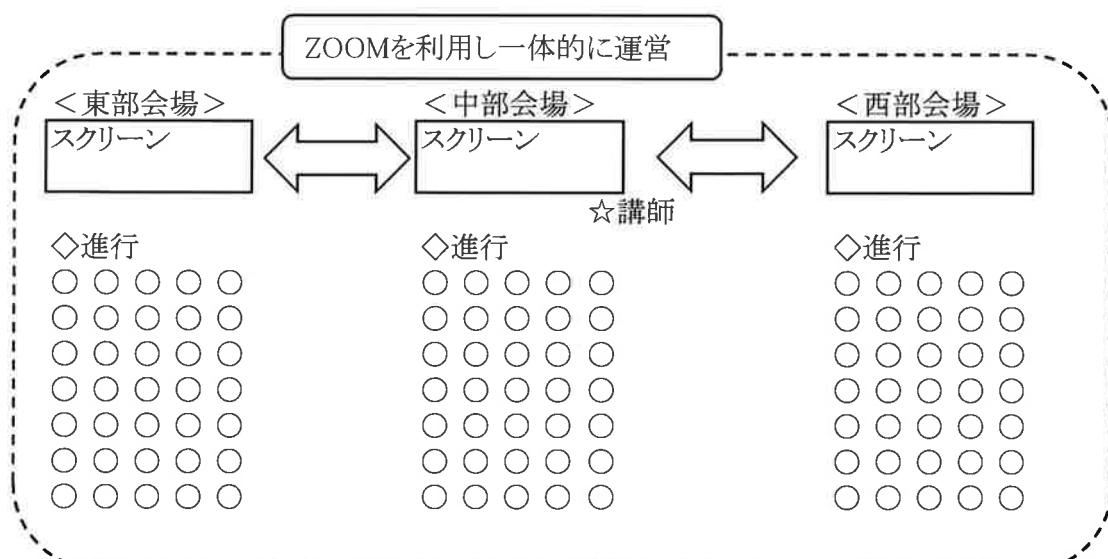
#### <(例) 分散会場(サテライト会場)型研修のイメージ>

(会場設営)

- 各会場は、ZOOM用PC、講師、他会場の様子を写すスクリーン、当会場の様子を写すカメラ、当会場の音声を伝えるマイク、他会場の音声を伝えるスピーカーを用意し、ZOOMによる映像会話ができるよう設営する。

(会場運営)

- メイン会場(講師が遠隔地から参加する場合はいずれかの会場をメインとする。)を中心に研修を進行し、講師や進行役の映像・音声はZOOMにより各会場が共有する。
- グループ協議は会場ごとに行い、講師との指示や質問等はZOOMにより一体的に行う。



## (2) 地区の研修担当と連携した研修体制の検討

地区の統合により地区の研修体制を充実した上で、研修委員会と地区の研修担当との役割分担のもと効率的な研修体制を検討する。

### <研修体制>

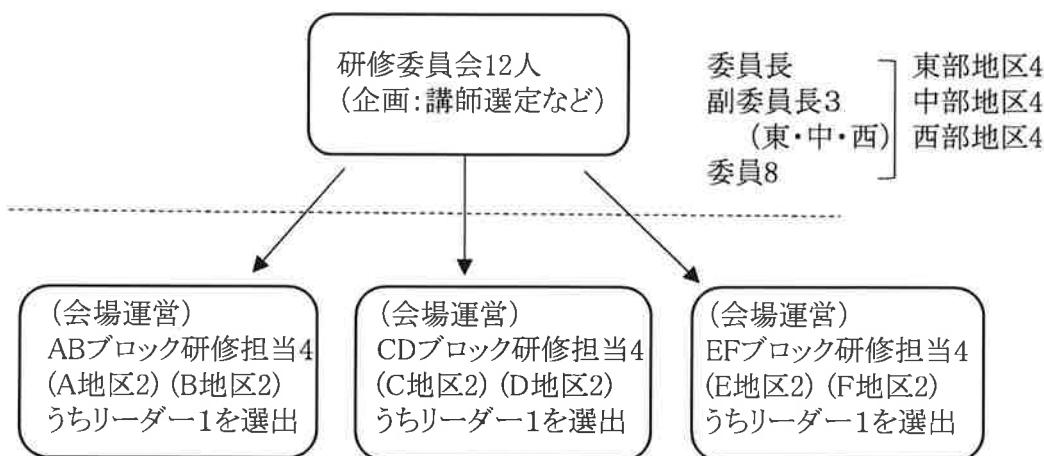
○研修委員会  
12人

※研修全体計画の策定、各研修の企画(講師選定等)を担当  
※中央会場型及び配信型研修の運営を担当

○地区の研修担当  
2人×6地区

※分散会場型研修は3つのブロック(会場)を想定し、地区研修担当が会場運営を行う。

- ・各ブロックで地区研修担当のうち1人をリーダーとして選出し、研修委員会とのパイプ役となる。  
(リーダー：研修委員経験者など)
- ・リーダーは必要に応じて研修委員会に参加し研修計画を共有する。
- ・リーダーは各ブロックの地区研修担当との打合せ等を開催し、研修委員会の情報を地区研修担当と共有する。



### <参考>研修業務の分担（例）

#### 研修業務フロー（中央会場型）

- 1 全体開催計画案の作成  
(研修名、期日、会場)
- 2 会場予約（事務局）
- 3 講師候補者の選定
- 4 研修内容の検討
- 5 講師の内諾取得
- 6 研修内容、講師の決定
- 7 会場正式申込み（事務局）
- 8 講師依頼状の送付（事務局）
- 9 受講者募集（事務局）
- 10 研修資料準備（事務局）
- 11 会場準備、運営  
(司会、講師接待など)
- 12 講師への礼状、謝金等支払（事務局）
- 13 従事委員への旅費等支払（事務局）
- 14 研修スタンプ発行処理（事務局）

分散会場型の業務分担（例）		
	研修委員会・事務局	各地区の研修担当等
1	全体開催計画の作成 (研修名、期日、会場)	(会場情報の提供)
2	(会場予約)	(会場予約)
3	講師候補者の選定	
4	研修内容の検討	
5	講師の内諾取得	
6	研修内容、講師の決定	
7	(会場正式申込み)	(会場正式申込み)
8	講師依頼状の送付	
9	(受講者募集)	(受講者募集)
10		研修資料準備
11		会場準備、運営 (司会、講師接待等)
12	講師への礼状、謝金	
13	従事委員への旅費支払	
14	研修スタンプ発行処理	

### (3) 分野別（俯瞰図体系別）研修体系への再編

現在の研修体系は、初任者研修をはじめとする基本研修、特別支援教育などの専門研修、公開保育研修などの特別研修で構成されており、このうち大きなウエイトを占める基本研修は、経験年数等により対象者が特定されているものが多くなっている。

限られた研修会数の中で、より学びやすい研修体系として考えられるのは、対象者を特定する研修（基本研修）は必要最小限とし、可能な限り研修俯瞰図（全日）などを参考とした分野別研修を用意し、教職員が選択できる研修を多くすることが効果的である。

また、分野別研修とすることで、例えば食育の研修であれば、教員だけでなく、栄養職員やその他の事務職員の研修参加機会の拡大が見込まれる。

R4計画	再編（例）
<p>① 基本研修（13回）</p> <p>ア 初任者研修（全7回）</p> <p>第1回 4月 全県（午前と午後に分散）</p> <p>第2回 5月 全県（午前と午後に分散）</p> <p>第3回 6月 東・中・西</p> <p>第4回 7月 全県</p> <p>第5回 8月 全県</p> <p>第6回 10~11月 東・中・西など</p> <p>第7回 2月 全県</p> <p>イ 2年目研修（7月）全県</p> <p>ウ 3年目研修（8月）全県</p> <p>エ 教育研究講座（経験4~7年）8月全県</p> <p>オ 教育研究講座（経験8年～）8月全県</p> <p>カ 主任教員研修（7月）全県</p> <p>キ 園長等研修（12月）全県</p> <p>② 専門研修</p> <p>ア 特別支援教育研修（8月）全県</p> <p>イ 乳幼児研修（8月）全県</p> <p>ウ 幼児教育の理解・発展推進事業（県）</p> <p>エ 実技指導研修（各地区）</p> <p>③ 特別研修</p> <p>ア 公開保育による研修（7~11月）東中西</p> <p>イ ミドルリーダー研修（3回）全県</p> <p>ウ 海外研修</p> <p>エ ITセミナー（教員向け）</p>	 <p>① 基本研修（5~6回）</p> <p>ア 初任者研修（全3~4回）</p> <p>イ 5年目研修</p> <p>ウ 園長等研修？ (理事長・園長研と統合)</p> <p>② 分野別研修（8~9回）</p> <p>※俯瞰図等を参考に分野設定 (マネジメント分野は主任を想定)</p> <p>※動画配信研修等の積極的導入</p> <p>③ 特別研修</p>

### (4) 教職員研修の一元的な企画運営体制

上述の研修形態の多様化や地区の研修担当との連携、研修体系の再編などを前提として、教職員に対する研修を効率的、体系的に運営するため、研修委員会では、教員だけでなく、経営者や事務職員を含めた研修全般の企画を一元的に行うことを探討する。

※分野別研修の導入によりテーマの設定次第で対象者を特定せず、事務職員を含めた研修計画を策定できる。

※経営者に必要な研修を教育、経営の両面から計画的に企画できる。

### 3 振興協会の経営基盤の強化

園児数の減少に伴う会費収入の減や協会預け金の返還等に伴う運用益収入の減等により、現状のまま推移した場合、協会運営が困難になることから、事業・組織のスリム化と公益社団法人への移行を進めることとする。

#### (1) 事業・組織のスリム化

##### ① 事業評価による見直し

すべての事業に対し、「あり方検討プロジェクト」メンバーによる評価作業を行い、必要性が低くなっている事業や、他事業（手法）での代替が可能な事業などに分類し、廃止や手法の変更等を検討した。

全44事業	必要性が高い	19事業
	他事業（手法）での代替が可能	13事業
	必要性が低い	7事業
	その他（要検討）	5事業

※評価結果は別冊資料のとおり

主な見直し事業は以下のとおりである。

##### ○教職員養成研修・研究事業

- ・海外研修 廃止（事業費過大）  
(R1: 2,522千円、収入700千円)
- ・ITセミナー 廃止（原則各園対応、一部視聴用動画対応を検討）

##### ○地域子育て支援事業

- ・子育てカウンセラー (R3: 8,253千円) 事業規模縮小（事業費過大）
- ・心身障害児等助成 対象園の見直し（私学助成園のみ）

##### ○健全経営推進事業

- ・学校法人会計セミナー 廃止（原則各園対応、視聴用動画対応を検討）
- ・財務会計システムセミナー 廃止（各園対応）
- ・利子補給助成 (R3: 2,890千円) 廃止（低金利で、利用園数が少ない）

##### ○企画調整事業

- ・静私幼だより (R3: 2,100千円) 廃止（HPを活用した教職員向け等の情報発信に変更）
- ・協会パンフ 廃止（利用頻度が少ない）
- ・協会HP スリム化（各園のHP代替機能は廃止）  
(教職員向け、子育て家庭向けなどに整理)
- ・静私幼要覧 廃止（内容を整理してHP掲載のみ）
- ・地区活動推進費 (R3: 1,106千円) 廃止（各地区対応）

## ② 常置委員会の再編

振興協会として取り組むべき事業について再検討を行い、以下の常置委員会に再編する。

- ・現在の5委員会から4委員会の構成とする。
- ・各委員会は原則として、各地区1人計6人で構成する。  
ただし研修委員会は各地区2人、計12人で構成する。
- ・委員長は地区長以外の理事から選任し、副委員長は委員（非理事）の中から選任する。
- ・全委員会構成員は、現在の58人から30人に削減（△28人）する。

必要性	常置委員会（仮称）	組織
主体的、継続的な学びの重要性	<b>☆ 研修委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員、経営者等を含め研修全般を企画運営</li> <li>・より学びやすい研修環境を構築 (研修形態の多様化) (地区の研修担当と連携した研修体制) (分野（俯瞰図等）別研修体系への再編)</li> </ul>	6地区×2人＝12人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長（理事）</li> <li>・副委員長 3人</li> <li>・委員 8人</li> </ul> 副委員長は委員から選任
教職員人材の確保の重要性	<b>☆ 人材確保・育成委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員人材の確保策の企画運営 (HP等を活用した学生等向けの情報発信) (養成校との意見交換会等)</li> <li>・離職防止等在職期間の長期化策の企画運営 (HP等を活用した教職員向けの情報発信等)</li> </ul>	6地区×1人＝6人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長（理事）</li> <li>・副委員長 1人</li> <li>・委員 4人</li> </ul> 副委員長は委員から選任
少子化等への対応の重要性	<b>☆ 子育て支援委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭を支援する方策の企画運営 (HP等を活用した子育て家庭向けの情報発信等)</li> <li>・少子化対策を含めた子育てに対する社会意識の高揚に寄与する企画運営</li> </ul>	6地区×1人＝6人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長（理事）</li> <li>・副委員長 1人</li> <li>・委員 4人</li> </ul> 副委員長は委員から選任
経営形態の多様化への対応	<b>☆ 経営研究委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営形態別の園経営支援策の企画運営 (HP等を活用した経営形態別の理事長、園長向けの情報発信等)</li> </ul>	6地区×1人＝6人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長（理事）</li> <li>・副委員長 1人</li> <li>・委員 4人</li> </ul> 副委員長は委員から選任

※各委員会の具体的な事業内容については、令和6年度事業計画の策定に向けて、  
以下の現委員会（括弧書き）で具体的事業の検討を行う。

研修委員会（研修委員会）  
人材確保・育成委員会（企画委員会）  
子育て支援委員会（広報委員会）  
経営研究委員会（経営委員会）

《参考》 常置委員会の事業内容(例)

- 研修委員会
  - ・教職員のスキルアップに寄与する各種研修の企画・運営に関する事項
  - ・幼児教育の質の向上に寄与する研修等の企画・運営に関する事項
  - ・上記のほか、理事長が指定した事項
  - 1 基本研修
  - 2 分野(俯瞰図体系)別研修
  - 3 特別研修

※理事長・設置者、園長等研修を含む。
- 人材確保・育成委員会
  - ・教職員人材の確保・育成に寄与する方策の企画・運営に関する事項
  - ・教職員人材の離職防止、定着促進等の企画・運営に関する事項
  - ・上記のほか、理事長が指定した事項
  - 1 HP等を活用した学生等向けの情報発信(学生等向け通信)
  - 2 幼稚園教員等の魅力を発信するコンテンツ(動画等)の作成、提供
  - 3 中高生に向けた幼稚園教員の魅力発信
  - 4 協会共通(独自)の新卒者採用の仕組みの検討
  - 5 園と求職者とのマッチング機会の提供(就職フェアなど)
  - 6 園と教員養成機関との情報交流(意見交換会)
  - 7 潜在幼稚園教員の掘り起こと就労支援
  - 8 HP等を活用した教職員向けの情報発信(教職員向け通信)
  - 9 次世代(リーダー)の養成(研修)
  - 10 園の労務環境改善
- 子育て支援委員会
  - ・子育て家庭の支援策の企画・運営に関する事項
  - ・子育てに対する社会意識の高揚に寄与する企画・運営に関する事項
  - ・上記のほか、理事長が指定した事項
  - 1 HP等を活用した子育て家庭向け情報発信(子育て支援通信)
  - 2 幼稚園の魅力を発信するコンテンツの作成、配信
  - 3 保護者会との連携による講演会や意見交換会
  - 4 保護者、議員を含めたグループディスカッション
  - 5 すこやか子育て支援事業(子育てフェア)による情報発信
  - 6 子育て支援カウンセラー事業の運営方法の検討
  - 7 協会共通(独自)の入園者募集の仕組みの検討
  - 8 協会HPの利便性向上の検討
- 経営研究委員会
  - ・経営形態を踏まえた園の健全経営に寄与する企画・運営に関する事項
  - ・園の安全管理に寄与する企画・運営に関する事項
  - ・上記のほか、理事長が指定した事項
  - 1 HP等を活用した経営形態に応じた経営者向けの情報発信(経営者向け通信)
  - 2 制度改正、制度活用などに関するきめ細やかな情報提供
  - 3 経営分析、行政関連情報の提供
  - 4 園の安全管理、危機管理に関する情報提供
  - 5 ふじのくに私学振興大会などによる各種要望活動
  - 6 協会の資産運用の検討
  - 7 園経営に関する突発的に発生した問題への対応

<参考> 常置委員会の現組織との比較

	現組織	新組織
委員会構成	委員長5 副委員長12 研修・経営3 その他2	委員長4 副委員長6 研修3 その他1
企画委員会	8	研修委員会 12
研修委員会	16	人材確保 6
広報委員会	11	子育て支援 6
経営委員会	10	経営研究 6
地域向上委員会	13	
計	58	計 30 (△28)
地区別構成	駿豆 沼津 富士 富士宮 清水 静岡 焼津 藤枝 島榛 遠州 浜松	駿豆・沼津 5 富士・富士宮 5 清水・静岡 5 焼津・藤枝 5 島榛・遠州 5 浜松 5
	計 58	計 30 (△28)

### ③ 理事の削減

地区の統合、地区長の理事就任、常置委員会の再編を踏まえ、理事を以下のとおり削減する。

- ・現行22人を15人（△7人）に削減

**理事 15人**

**地区推薦理事＝地区長 6**

駿豆・沼津	1
富士・富士宮	1
清水・静岡	1
焼津・藤枝	1
島田榛南・遠州	1
浜松	1

< 選任方法 >

**委員会等推薦理事 9**

研修	1
人材	1
子育て	1
経営	1
三役	5

**理事長** 1・地区長候補者で構成する  
理事長候補者推薦委員会で  
適任者を決定

**副理事長** 4・理事長候補者が選任し、新理事  
候補者会で承認

**委員長** 4・理事長が理事のうちから理事会の  
意見を聞いて指名

**副委員長** 地区から推薦された委員のうちから、  
委員長が選任し、  
理事長が指名

**(現行) 理事 22人**

**地区推薦理事 14**

駿豆	1
沼津	1
富士	1
富士宮	1
清水	1
静岡	2
焼津	1
藤枝	1
島田・榛南	1
遠州	1
浜松	3

< 選任方法 >

**理事長** 1・地区長候補者で構成する  
理事長候補者推薦委員会で  
適任者1人を推薦  
・地区推薦理事候補者で構成する  
新理事候補者会で承認

**副理事長** 4・理事長候補者が選任し、新理事  
候補者会で承認

**委員長** 5・理事長が理事のうちから理事会の  
意見を聞いて指名

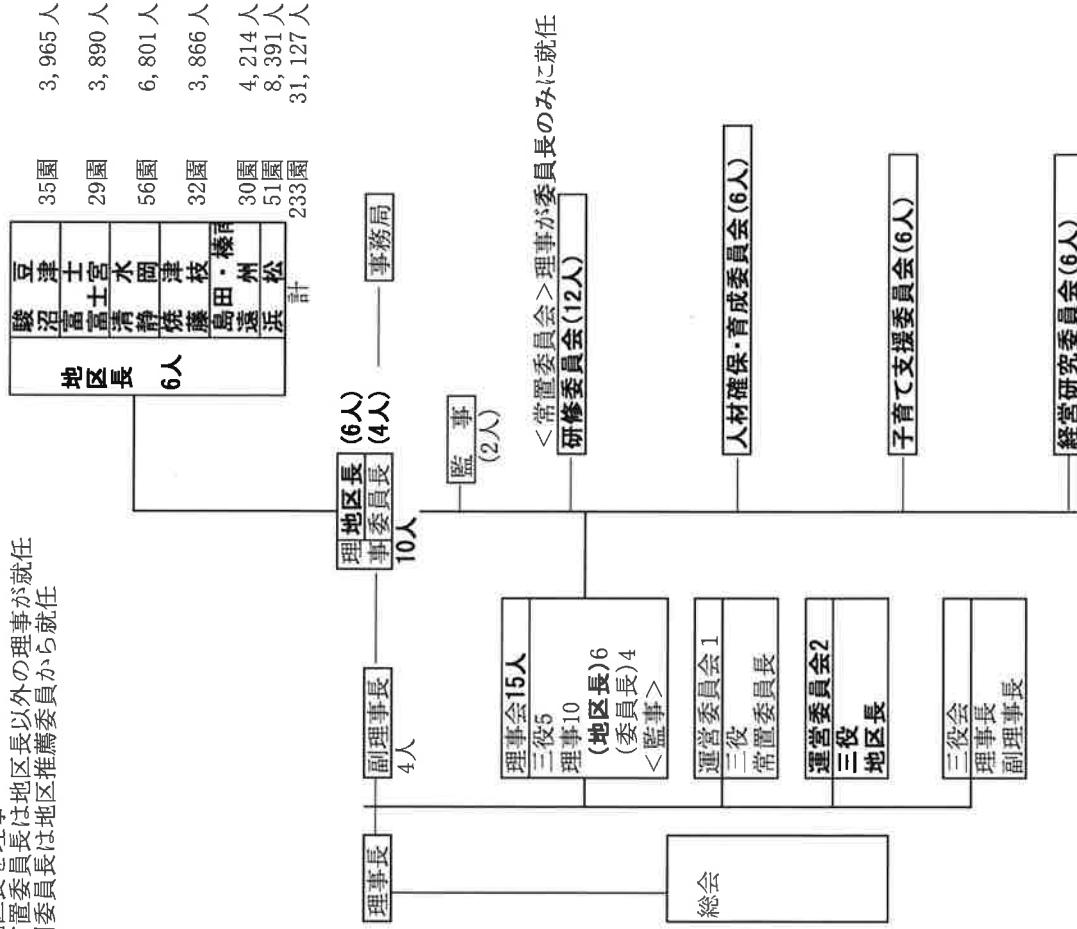
**副委員長** 12・委員長と同じ

**委員会推薦理事 8**

企画	1
研修	1
広報	1
経営	1
地域	4

### 参考 > 新組織のイメージ

地区を6地区に統合（1地区概ね30戸規模以上）  
地区長を理事  
地区常置委員会は地区長以外の理事が就任  
地区常置委員会は地区長から就任



現在の「組織図」(園児数:令和4年5月1日現在)

```

graph TD
    RC[理事長] --- FRC[副理事長  
4人]
    RC --- TSC[監事  
17人]
    RC --- DSC[監事  
2人]
    FRC --- RSC[理事  
22人]
    FRC --- SRS[三役  
5人]
    FRC --- CCR[常置委員会  
17人]
    FRC --- DCR[監事  
<監事>]
    TSC --- SC[事務局]
    TSC --- DSC[監事  
2人]
    TSC --- RSC[理事  
8人]
    TSC --- CCR[企画委員会  
8人]
    TSC --- DCR[資産運用検討部会  
3人]
    TSC --- DCR[振興協会のあり方検討プロジェクト  
5人]
    DSC --- RSC[研修委員会  
16人]
    DSC --- CCR[保育実践を保護者と共有するための  
工夫について考えるプロジェクト  
4人]
    DSC --- DCR[地域ど家庭ど園をつなぐ満三歳児の幼児教育  
の在り方を考えるプロジェクト  
4人]
    DSC --- DCR[広報委員会  
11人]
    DSC --- DCR[HP小委員会  
3人]
    DSC --- DCR[経営委員会  
10人]
    DSC --- DCR[IT小委員会  
3人]
    DSC --- DCR[地域向上委員会  
14人]
    DSC --- DCR[園内安全管理小委員会  
3人]
    DSC --- DCR[幹職連携プロジェクト  
5人]
    DSC --- DCR[幹職連携プロジェクト  
5人]
    RSC --- GSC[総会]
    SRS --- DSC[豆津地区  
15園]
    SRS --- DSC[富士地区  
20園]
    SRS --- DSC[清瀬地区  
18園]
    SRS --- DSC[島田・榛原地区  
19園]
    CCR --- DSC[静岡地区  
37園]
    CCR --- DSC[遠州地区  
11園]
    CCR --- DSC[浜松地区  
51園]
    CCR --- DSC[計  
233園]
    DCR --- DSC[駿河地区  
11人]
    DCR --- DSC[焼津地区  
11人]
    DCR --- DSC[藤枝地区  
15園]
    DCR --- DSC[遠州地区  
15園]
    DCR --- DSC[浜松地区  
51園]
    DCR --- DSC[計  
31,127人]

```

組織図

理事長（設置者）数： 179  
加盟園数： 233  
園児数： 31,127 人

理事の任期：2年

地区長

駿河	豆津	富士	清水	岡
15園	20園	18園	19園	37園
11人	11人	11人	11人	11人
駿河	富士	清水	岡	岡
1,752人	2,213人	2,691人	1,199人	4,839人
1,752人	2,213人	2,691人	1,962人	1,506人
1,752人	2,213人	2,691人	2,360人	1,506人
1,752人	2,213人	2,691人	1,860人	2,354人
1,752人	2,213人	2,691人	2,354人	8,391人
1,752人	2,213人	2,691人	31,127人	31,127人

## (2) 公益社団法人への移行

別紙「(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会の公益認定申請について(案)」のとおり

### 4 実施スケジュールなど

以上の提案内容は、次期役員改選が行われる令和6年度からの実施を目標に、今後、協議や準備を進めていく。

令和5年

1月 運営委員会（三役・委員長）での説明・協議

三役・地区長会での説明・協議 → 各地区での協議

2月 理事会での説明・協議

3月 三役・地区長会での協議 ← 各地区の意見

4月 あり方提案（案）作成

5月 理事会で決議 あり方の内容及び定款、運営規則

6月 総会で決議 あり方の内容及び定款、運営規則

7月～11月 現委員会による新委員会の事業計画案の検討

統合対象地区間の協議調整（地区の事業、役員、委員など）

12月～ R 6 事業計画案の策定

新役員候補者の選任

令和6年

4月 新たな振興協会に移行

### 5 その他の検討課題

上記の提案内容に含まれていない他の検討課題として、退職基金財団との統合や事務局機能の強化がある。

これらについては、今後検討していくこととする。

#### (1) 退職基金財団との統合

振興協会の公益社団法人への移行の目途が立った時点で、退職基金財団との統合について検討を進める。

#### (2) 事務局機能の強化

現在、事務局長（県職員OB）は1～2年で交替しており、中長期的視点での協会運営が困難な状況にある。

退職基金財団と統合する場合には事務局体制の検討を行う必要があることから、その際に中長期間雇用できるプロパーの事務局長の確保方法等についても検討する。

## 1 趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う加盟園の経営形態の多様化や、少子化の進行に伴う園児数の減少傾向などに的確に対応していくためには、公益社団化による組織基盤の強化が必要である。

また、将来的に(公財)静岡県私立幼稚園退職基金財団との統合を視野に入れた場合、加盟園(法人)の集合体(社団)としての性質を継続していくためには、当協会が公益社団へ移行することが不可欠である。

このため、令和6年度の公益社団への移行を目指し、公益認定申請手続きを進めることとする。

## 2 概要

### (1) 基本的な考え方

当協会は、定款第3条の規定により、私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業と地域の子育てを支援する事業を実施しており、これらは認定法に規定する公益目的事業の要件を満たす可能性が非常に高い。よって、すべての事業を公益目的事業として申請手続きを進める。

### (2) 事業の構成

区分	内容	<現在の事業>
公益目的事業1	私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業	教員養成研究・研究事業 健全経営推進事業 企画調整事業
公益目的事業2	地域の子育てを支援する事業	地域子育て支援事業

### (3) 公益財務3基準の適合性 (単位:千円)

令和3年度決算をもとに、公益財務3基準への適合性をみると、すべて適合している。

① 収支相償：公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えない。

		収益	費用
公益目的事業1	私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業	81,234	82,133
公益目的事業2	地域の子育てを支援する事業	2,500	19,896
公益目的事業計		83,734	102,029

② 公益目的事業比率：公益目的事業の比率が100分の50以上となる。

公益目的事業費用	102,029	公益事業比率=102,029/116,767=87.4%
管理運営費用(法人会計)	14,734	
合計	116,767	

③ 遊休財産額保有制限：公益目的事業関係財産以外の財産が公益目的事業費を超えない。

遊休財産額の保有上限額(公益目的事業の事業費等)	102,029
遊休財産額(資産-負債-公益目的事業財産など)	0

